

第70回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日 時 平成30年11月21日(水) 午後1時30分～午後3時50分

(2) 場 所 杉妻会館4階 牡丹Aの間

(3) 出席者

ア 委 員

伊藤 宏(委員長) 小堀健太 今野 泰 齋藤玲子 佐藤初美 新城希子 高野宏之
高畠 亮 橘あすか

イ 県 側

総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹
土木部次長、技術管理課長、建設産業室長、農林総務課長、農林技術課長
出納局入札用度課主幹兼副課長、教育庁財務課主幹兼副課長、
警察本部会計課会計主任主査

ウ 建設関係団体等

- (ア) 一般社団法人福島県建設業協会会長 外4名
- (イ) 福島県総合設備協会会長 外1名
- (ウ) 福島県建設専門工事業団体連合会会長 外1名
- (エ) 福島県土木建築調査設計団体協議会会長 外2名
- (オ) 個別事業者1者

(4) 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 建設関係団体等からの意見聴取について

- ア 一般社団法人福島県建設業協会
- イ 福島県総合設備協会
- ウ 福島県建設専門工事業団体連合会
- エ 福島県土木建築調査設計団体協議会
- オ 個別事業者〈非公開〉

(2) 各委員の意見交換・その他

3 閉 会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから「第70回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

本日、島田委員につきましては、所用により欠席となっております。

また、橘委員につきましては、15分程遅れると連絡がございますが予定どおり開会します。それでは、議事につきまして、伊藤委員長、よろしくお願いいたします。

【伊藤委員長】

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。

本日は、関係団体からの意見聴取が5件でございます。建設関係団体については公開で行い、個別事業者については、会社経営に関する内容となることから、非公開で行いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なし)

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

それでは、事務局から一般社団法人福島県建設業協会をお呼びください。

(一般社団法人福島県建設業協会 着席)

【伊藤委員長】

それでは、一般社団法人福島県建設業協会様からの意見聴取を始めます。

本日は御多用のところ、御出席いただきありがとうございます。

本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、10分程度で意見を述べてください。

なお、調査票は、前もって各委員にお配りしておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。

その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いします。

また、本日の議事については、後日、県のホームページで公表することとさせていただきますので、予め御了承願います。

それでは、よろしくお願いいたします。

【建設業協会】

(「資料1」により説明)

【伊藤委員長】

ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたら、お願いいたします。

【入札監理課長】

時間の関係もございますので、主な項目について、お答えさせていただきます。

はじめに、1、2ページの「1 地域密着型」、そして、3ページの「2 品質確保等の確実性」についてですが、私どもも導入後の状況を検証しているところでもあります。今年4月に導入したばかりですので、今回いただきました御意見も参考に、よりよい入札制度の見直しをしていきたいと考えております。

なお、「品質確保等の確実性」の配点につきましては、本県の調査基準価格が国や他の都道府県と違い、スケールメリットを考慮した独自の算定式としていることも踏まえて7点に固定しておりますが、今回御意見としていただいた格差をつけることについては、対応について検討していきたいと考えております。

次に、4ページの「指名競争入札の導入」については、地域密着型の検証と併せて、今後も幅広く様々な入札制度について、他県等の状況の把握に努め、よりよい入札制度の構築に取り組んでまいります。

次に、5ページの「最低制限価格等の引き上げ」については、今年度から導入しました「品質確保等の確実性」の配点との関係やその効果と併せて検証していきたいと考えております。

最後に、「その他」としていただいた意見の1つ目である「評価結果の公表」ですが、落札決定前であっても開札から3日以内であれば入札結果の請求ができる制度となっております。

また、意見交換の場の設定ですが、事務局で別途協議させていただければと考えております。

【伊藤委員長】

それでは各委員の方から質問等があればお願いします。

【伊藤委員長】

指名競争入札の復活の件ですが、私が委員長になってからも委員会の中で時折議論は出ます。委員の中にも賛成、慎重論がございます。

先週、郡山市で公正取引委員会の方が研修をされてお話があったのですが、例えば、市長が指名業者を恣意的に決めていて問題が起こったということがありました。

おそらく、指名競争入札そのものが悪ではなくて、運用の仕方を公平・公正なやり方ができるかどうかというところにかかっていると思います。事務局とも話はしているのですが、どういう指名の仕方がありうるのかということも検討しながら、この委員会でも指名競争入札についての是非も含めて、今後検討はしていきたいとは思っています。

【小堀委員】

添付資料2の災害対応空白地域というものが北海道に次いで多いという中で、3年前5年前に比べて増加してきているのか、あるいは、3年後5年後を見据えると、これからより増加していく傾向にあるということでしょうか。

【建設業協会】

空白地域ですが、しばらく市町村の合併等も行われておりませんので、そういった状況によっては変わってくると思いますが、建設業自体はこれから事業量が増えていくことはないと考えれば減少傾向にありますし、そうした中では、例えば人口千人くらいの町村では事業量の面で建設

業者が存在しえない形になっていくと考えられますので、建設業者が減少して空白地域が増えることは考えられると思います。

【小堀委員】

空白地域が増えると、災害が発生したときに初期対応や復旧工事等において、なかなかスピード感が上がらない可能性が高まるということでしょうか。

【建設業協会】

はい。我々の体制も支部組織を拡大しておく、企業規模を大きくして対応できるようにする等といった形で、考えていきたいと思っております。

【伊藤委員長】

それぞれの市町村が別々に完結して対応するのではなく、もう少し広域の連携を視野に入れてやらないとだめだと思えます。

【建設業協会】

委員長がおっしゃる通りでして、国交省その他にも言っておりますが、除雪単価の場合をみても県道は県道、市町村道は市町村道でばらばらにやりますと、我々の負担や効率が非常に悪いので、今、県と一部の市は一緒にやってもよいという形にはなっておりますが、すべて拡大して面的な対応ができれば、我々も効率的に様々な形ができるだろうということで、我々の方からも国交省その他には要望しております。

【新城委員】

空白地域が多いことを教えていただきましたが、実際に災害が起こったときに近隣の市町村が協力するとは思いますが、どのような体制で連絡し合って対応することになるのでしょうか。

【建設業協会】

災害の規模にもよると思うのですが。

【新城委員】

例えば、会津でダムが決壊した水害がございましたよね。あのときはどのように対応したのでしょうか。

【建設業協会】

平成23年の新潟・福島豪雨ですね。奥会津の宮下地区が只見川の氾濫で甚大な被害を受けました。たまたま、あの地域は業者が少なくて10社で協同組合を作っており、一丸となって昼夜を問わず対応しました。1社1社であつたら対応できなかったと思います。会長が先程申しましたとおり、面的に一元的に組合が対応していたということで、機動性があったということになります。したがって、そうした空白地域においては、やはり協力できる体制を予め作っておく、それが我々協会からすればBCP、事業継続計画ということで、協会組織としても作っております

し、会員企業にも今作ろうとしています。そういったことで広域的な対応をしようと工夫しております。

【新城委員】

たまたまそこは協同組合があったため早く対応できたということですが、だんだんと協同組合は作られてきているのですか。

【建設業協会】

はい。須賀川、石川方部にも作られております。今、県の産学官連携協議会の場で、将来の人口減少社会を見据えた安全安心を確保する体制づくりについて、官民連携して検討しているところです。

【伊藤委員長】

ただ、建設業協会の会員の方がいなくても、もう少し小規模・零細の建設業の方はいて、そことの連携のようなものも当然必要だということになりますよね。

【今野委員】

4 ページのその他の項目で、人手不足というのが1つのキーワードになっていて、業界で人材育成・確保に大変なご苦勞をされているのだと思っています。ただ、先程の話の中で出たのは、将来的には建設業そのものの受注がだんだんと少なくなってくるのではないのか、そういった見通しの中で、はたして人材確保ができるのかということがやはりあるかと思えます。

一方では、潜在労働力、建設業界に限らず色々な業界が潜在している労働力、例えば女性労働力の活用であったり、また一方では、テクノロジーといったものを活用して労働力不足を補っていくなど、ある意味これまでの働き方が大きく変わろうとしています。例えば、資料の中で言えば、長時間労働の是正や週休2日制の導入といったものが1つの努力だと思っておりますが、これ以外で何か先進的なもしくは斬新な、建設業協会ですそれを打開する方策として、人手不足解消の取組といったものはありますか。

【建設業協会】

大きな面では、先程申し上げましたように、共同で動く形も常設対応ではありませんが効率化は発注者や行政との間でできるだろうと思います。あとは、ICTをかなり導入しておりますので、測量あるいは、まだ使っておりませんが無人の重機等の活用、これは安全性の面でも確保できるだろうという形はあります。徐々にそうした努力はしていくつもりでおります。

また、先程、協同組合の話が出ましたが、災害対応についてですが白河市の葉ノ木平で10日間、人命救助というか捜索をやりました。1社ではできませんので、ばらばらに地元8社が入って支部長会社がコントロールしながらやった形もあり、そういった形での取組もできると思います。

人材育成の面では、昔は建設技術学院という学校を持っておりましたが、人が入らないということで取りやめておりますけれど、今、研修期間をもう少し長くしての人材育成を建設産業団体

連合会として取り組もうということも考えておりますので、そういった形で人材確保に向かっていきたいと考えております。

【今野委員】

外国人労働力の取行や発揚といったことについては、どのようにお考えでしょうか。

【建設業協会】

私どもは、基本的には考えておりません。プラス面とマイナス面を色々と考えていかななくてはならないところがあり、我々は設計労務単価で動くものですから、設計労務単価が少し上がり出して来ている時点でそれをやりますと、マイナス面も大きいというところもあります。工事量で言いますと、平成20年が県内公共事業量は最低でしたけれども、その辺りまで潜りそうな勢いもございまして、そうなる人員もひよつとしたら余るということも考えられますので、今後、長寿命化あるいは国土強靱化といった形で維持修繕等の分野が仕事として出て来る部分もありますので、この辺りも考えながら、企業数も含めて適正な人数というものも考えていかなければならないと考えております。

【伊藤委員長】

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

時間となりましたので、これで一般社団法人福島県建設業協会様からの意見聴取を終わります。御協力ありがとうございました。

(一般社団法人福島県建設業協会 退席)

【伊藤委員長】

それでは、事務局から福島県総合設備協会をお呼びください。

(福島県総合設備協会 着席)

それでは、福島県総合設備協会様からの意見聴取を始めます。

本日は御多用のところ、御出席いただきありがとうございます。

本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、5分程度で意見を述べてください。

なお、調査票は、前もって各委員にお配りしておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。

その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いします。

また、本日の議事については、後日、県のホームページで公表することとさせていただきますので、予め御了承願います。

それでは、よろしく申し上げます。

【総合設備協会】

(「資料2」により説明)

【伊藤委員長】

ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたら、お願いいたします。

【入札監理課長】

時間の関係もございますので、主な項目について、お答えさせていただきます。

はじめに1ページの1(2)にあります地域密着型の対象工事の拡大及びいわき市内における「入札参加者の所在地」の配点についてですが、いずれも今年4月に新たに見直した制度でして、私どもでも今現在検証を進めているとことであります。今回いただきました御意見も踏まえて、しっかりと入札結果等を分析し、よりよい入札制度にしていきたいと考えております。

次に、2ページの県内業者の活用についてですが、いただきました御意見も踏まえ、どのような加点の方法がより効果的になるのか、しっかりと研究していきたいと考えております。

次に、その他の指名競争入札の復活についてですが、今年度から導入しております地域密着型の検証と併せまして、今後も引き続き、幅広く様々な入札制度について、他県の状況等も調査しながらよりよい入札契約制度の構築に努めてまいりたいと考えております。

最後に、説明会の開催についてですが、こちらで会場を確保して主催することが難しい状況ですので、講師の派遣等を要請していただければ、資料を作成して講師を派遣することも可能です。実際に行っている例もありますので、御連絡いただければと思います。

【伊藤委員長】

それでは、各委員の方から質問等があればお願いします。

【伊藤委員長】

指名競争入札の復活については建設業協会からも同じような要望がございましたが、協会として指名競争入札のメリットをどのようにお考えなのか教えていただけますか。

【総合設備協会】

協会として毎年のようにお願いしている件ですが、一時期、復興再生が盛んな頃に応札者がゼロであるといったことがございました。そうした中で、我々も請負者として、古い言葉かもしれませんが指名競争を粹に感ずるといえるのか、我々の業界に指名をいただいたのだから、何が何でも対応したいという気持ちの表れで対応できるのではないかと思います。

【総合設備協会】

1番大きいのは、地元への経済的メリット、人間にしても、材料にしても、車にしても、ガソリンにしても、地域への経済の波及効果だと思います。その辺りを考えていただくのが1番のポイントになるのではないかと思います。

【伊藤委員長】

条件付一般競争入札で地域を絞った形でやるのと指名競争入札でやるのとでは違うのですか。

【総合設備協会】

色々な場面がありますが、指名競争入札であれば数が相当少なくなり、それだけ地域性が色濃く反映され、地域が間違いなく動く保証のようなものがございますので、そういう部分では指名競争入札というのは地域に密着しているのではないかと考えています。

【高島委員】

「3 その他」で、入札制度や総合評価がいつ改正されたのかが分かりにくいのが現状ということですが、御説明で県のホームページの件が出ましたが、それ以外の情報収集の手段については。

【総合設備協会】

常時閲覧していれば分かることとは思いますが、閲覧したものの、考え方等が大幅に変わった場合に理解できないものについて、示唆いただければありがたいということです。

【伊藤委員長】

ホームページに載せる以外に協会に通知する等はされているのですか。

【入札監理課長】

基本的に制度改正は4月1日ということでホームページの掲載は行っておりますが、協会への個別の通知は今のところ行っていない状況です。

【伊藤委員長】

今はメールがありますので簡単に通知はできると思います。個々の事業者には通知は難しいかもしれませんが、今日来ていただいているような様々な協会さんに、こういった変更がありました、疑問点がある場合は御連絡くださいといった通知をするのは、それほど難しいことではないですよ。そういった工夫もしていただくのは可能だと思います。

【入札監理課長】

わかりました。

【小堀委員】

「2 下請契約等における県内業者活用について」の中で、例えば、協会さんの方で、県内業者の活用をより一層進める施策ということで、80%以上、50%以上、50%未満といった切り口で3つに区分されていますが、実態や印象として80%以上使われているケースはととても少ないということでしょうか。

【総合設備協会】

80%くらいは県内業者を使っていると思います。

【小堀委員】

それを安定的に80%ということに。

【総合設備協会】

大型工事になりますと設備が多種多様になりますので、特殊だと県内業者では対応できない設備もございます。そうすると県内業者を使わない比率が上がってくる場合もあろうかと思えます。通常であれば100%近いです。

【小堀委員】

通常は100%近いということですね。承知しました。

【伊藤委員長】

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

時間となりましたので、これで、福島県総合設備協会様からの意見聴取を終わります。御協力ありがとうございました。

(福島県総合設備協会 退席)

【伊藤委員長】

それでは、事務局から福島県建設専門工事業団体連合会をお呼びください。

(福島県建設専門工事業団体連合会 着席)

それでは、福島県建設専門工事業団体連合会様からの意見聴取を始めます。

本日は御多用のところ、御出席いただきありがとうございます。

本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、5分程度で意見を述べてください。

なお、調査票は、前もって各委員にお配りしておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。

その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いします。

また、本日の議事については、後日、県のホームページで公表することとさせていただきますので、予め御了承願います。

それでは、よろしくをお願いします。

【建専連】

(「資料3」により説明)

【伊藤委員長】

ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたら、お願いいたします。

【入札監理課長】

時間の関係もございますので、主な項目について、お答えさせていただきます。

まず、法定福利費の関係ですが、御意見のありました不適正な記載、不適正な積算のチェック方法やペナルティの設定については、今年度から請負代金内訳書と施工体制台帳に法定福利費を別立てで記載するよう義務付けましたので、どのように活用して効果的な対策とするかについては、引き続き検討してまいります。

次に、2ページの県内業者の活用ですが、前回の意見聴取で山形県のお話をいただきましたので、山形県や宮城県に聴き取り調査等を行いました。強制的な指導や義務付けはしていないということでしたが、山形県で契約時に県内業者活用についてチラシを配って周知を図っているということでしたので、今年度から取り入れ、発注機関に対応をお願いしているところであります。

【伊藤委員長】

それでは、各委員の方から質問等があればお願いします。

【伊藤委員長】

1つは県内業者をいかに活用できるかということと、もう1つは元下関係の中で元請が下請を値切っているので行政の力で何とか適正な形にできないかというお話でした。

後者について、最初の積算見積もりで入札しておいて、その後で下請に回る金額が値切られという点について、行政として県として、こういった対応が可能ですか。

【入札監理課長】

県発注工事の場合、元請下請関係適正化指導要綱の中では契約書に法定福利費を別に明示して契約するよう規定していますが、下請状況実地調査等で守られていないと分かれば指導し、指導しても改善されなければ入札参加資格制限という形でペナルティを課す仕組みになっております。

【伊藤委員長】

それは法定福利費だけの話で、値切りはそれだけではないですよ。民民契約なので行政がどこまで指導なり立ち入りができるかという問題だと思うのですが。

【建専連】

先程おっしゃったことは本当にありがたい話ですが、見ていただくのはいいんです。今までも見ていただいていた。間違いなくそこに入っているとは言うのですが、我々のところに本当に来ているのかをチェックしていただくためには、前回もお話ししましたけれど消費税と同様に別枠にして出して、それが確実にやっているのかを本当に見てもらいたいのです。役所に出す場合には間違いなく必ず入っています。ゼネコンは実行予算の中にそのように組み込んで作りますから。何度も言うように、1つの物件があれば経費のほかに法定福利費を別枠にすることを県にやっていただければ、市町村においても、民間においても、ちゃんとやっていくことになると思います。その辺り県自体が曖昧になっているので。

前回は会の後に県の方から事務所に来ていただいて、どうしたらこれを本当に推進できるのか、去年はその結果を初めていただきました。ですから、全然やっていないとは言いませんが、できればきちんと見える形でやっていただきたい。

今、16業種、609社くらい加入していますが、役所の工事に対して法定福利費の金額は、県の方の統計局で、1つの物件でゼネコンからどういうふうに発注して職人まで行くかの調査をしていますよね。1つの県の物件だったら、どういうふうに発注して、どういうふうに下請の、本当に職人まで我々は調べられて、物件によっては全部調べられています。だから私が言うのは、統計局にはそれがあるので、だから、私の場合は金額が大きいので3%ぐらいになるのですが、内装業者さんというのは手間でやっているのは45%ぐらいなんですよね、前回もお話しましたけれども。そうするとかなりばらつきがあるんですよ、この法定福利費は。それで、前回私は、統計局で調べてくださいというお願いはしたはずです。

【入札監理課長】

今のお話は、県の統計部門、統計課の方で、いわゆる労務費の工事請負費に占める割合というのを業種別にきちんと調べることができないのかというお話なのでしょうか。

【建専連】

よく県の工事でありますよね。末端の職人までいくら払ったかっていうのを、その物件に対して出しているんです。

【入札監理課長】

県に提出いただく施工体制台帳の中でそれぞれの契約額は出していただいています。

【建専連】

下請の金額ですよ。職人まで全部調べます。サッシだったら、それがいくらだったかまで全部調べられているんです。

そうすれば、どのくらいというのが感じでわかるでしょ。

【技術管理課長】

年度当初に労務単価を決定するに当たって、下請さんまで賃金についてすべて調べる調査がありますが、そのことをおっしゃっているのではないかと思います。

基本的に、どのくらい賃金をいただいているかといった賃金の調査になっております。

【建専連】

毎年同じことやっているから来ないかなとも思ったんですが、今日お願いしていくので、うちの方も16業種がどのくらいの比率になっているか、連合会として次回までに調べておきますから。

【伊藤委員長】

来年を待たなくても、調査できればすぐにお知らせいただければと思います。要するに、業種や工事によって、人件費の割合が当然違っており、典型的な割合というのがあるので、それを基に法定福利費を計算して別立てで、ということですね。

【建専連】

そういうことです。

【伊藤委員長】

御要望、御意見は分かります。

【入札監理課長】

元請下請適正化指導要綱の中では、別立てというのは、契約金額のうち法定福利費がいくらか必ず記載するよという意味で規定しているのですが、会長さんがおっしゃる別立てというのは、預かり金として管理すべきということでしょうか。

【建専連】

そうしていただくのが1番いいのですが、それはできないので、我々としては、記載された法定福利費がありますよね、我々はグロスで受けているので、だからグロスだと言われれば、絶対にゼネコンは役所に言われれば払っていると答えます。ただ、だからそれをチェックできる、本当に、我々もグロスで請求出すので、本当にもう一緒くたなんですね。だから、法定福利費だけはなんとかしてもらいたいと毎年言っていますけれど。

【入札監理課長】

契約金額とそのうち消費税がいくらという形で契約しますが、それにならった形で契約書を取り交わしなさいと元請下請関係適正化指導要綱で規定しており、それに従っているかを下請状況実地調査等で確認しているところです。

【建専連】

一緒くたになっているので絶対にばれないですよ。ゼネコンは我々にばれるようなことはしませんよ。仮に1千万円なら1千万円で何%ですよと必ず言いますから。我々は書かされていますから、契約書に。

【建専連】

消費税のように外立てというお話をいただいたのですが、例えば、1千万円の物を買うとすると消費税80万円と書かなくてはいけません、法定福利費の場合、1千万円の仕事で法定福利費80万円をいただきますといったときに、その1千万円の内訳は何かという話です。

結局、そこでは材料費、人件費等を全て含めて1千万円、そのグロス、全部で1千万円に対して8%相当がそこで働いている者の給料、労務賃に対する本来の法定福利費だという話ですが、これが1千万円ではなくて100万円切って900万円になったとしても、働いている人の給料は変わらないわけです。でも、それを全体から材料費や諸経費や個人の給料からトータルで引い

て900万円になっているから、最終的に法定福利費も小さくなっていいよね、先程の法定福利費は各業種によって違う、それは材料費や諸経費の関係で本来の労務賃にかかっている法定福利費のウェイトが変わっているからそのパーセンテージがそれぞれ違うよね、だいたい、という話です。

もっと極端な話、労務賃に対して法定福利費がいくらです、ですから労務賃とそれ以外の諸経費を分けましょうというふうに書けるのであれば、労務賃がこれだけかかっています、法定福利費はこれだけです。では、どこから割引させるのですか。我々は仕事をしていますので、じゃあ、1割引いてくださいと言ったら、トータル1割下げるしかないですが、社員の給料は1割下がらないんですよ。社員の給料はその苦労した分ですから、材料費と労務賃、要は給料が50%ずつだったら1割下げても、社員の給料は1割下がらないんですよ。材料費を2割落とさないといけない。経費がだんだん無くなってしまいうんですよ。

ゼネコンさんが仕事を取るために安く入札したとばかりをこちらに回さないで欲しい。ゼネコンさんが安く入れるのは勝手です。日本の法律でいけば、入札する権限をゼネコンさんが持っていますからいいですけど、我々の、我々の下で働いている者達の懐に手を突っ込んで、我々のところから金をもぎるのではなく、自分で金を払っていただきたい。ゼネコンさんの給料が下がっていて、収入が下がっているのであれば、我々もどうしようと悩みます。俺たちは大変で、末端では休みの日も出なきゃいけない、ボーナスも出ない。にもかかわらずこの間も、ゼネコンさんでは、ボーナスが出ている。けど、俺たちの方はボーナスすら出しようがないところまで来ているのに。あのボーナスは我々からはねた分ですからね。

だから、我々が今来ているのは入札を適正にしてください、我々末端で入札する権利を持たない、入札を管理する権限を持たない者の働く権利を守っていただきたい。それだけの話です。別にゼネコンさんが悪いって言う気は無いです。でも、それをやっていたら、ゼネコンさんはどれぐらいまで金額を引けるのか、どれぐらいまで我々と交渉できるのかって決まってくるはずですけど、なぜ、ゼネコンさんは最初に自分たちの管理費用をどんと取って、残った金額を我々に押しつけるのですか。それは、日本という国の建設業というのは、ゼネコンさんが全ての権利を持っていて、我々は自分たちのやった行為、出来上がったものに対しての責任と権限を与えられていないから物言う権限が無い。

【伊藤委員長】

1つ、今の御意見に対する対応策として、郡山市がやっているような公契約条例を作って、元下関係も含めて作業員の給料や法定福利費をどのように守っていくのかといった、そうした制度として対応するという手もあります。

ただ、県の方がそうした公契約条例を制定するお気持ちがあるのかは分かりませんが、条例を作る、作らないは別としても、今の段階で行政として対応できる部分もあるのではないかと思います。年1回のこの委員会で御意見をいただくだけではなくて、もう少し連絡を取りながら、せっかく法定福利費の面で改善されているところもあると思いますので、その実効性を担保するためにはどうすればいいのか、お互いもう少し知恵を出し合って前向きに検討していただければと思います。

【入札監理課長】

その点につきましては、私の方でも会長さんのおっしゃることについて理解を深めたいと考えておりますので、別途機会を設けさせていただきたいと思っております。

【伊藤委員長】

時間となりましたので、これで福島県建設専門工事業団体連合会様からの意見聴取を終わります。

御協力ありがとうございました。

(福島県建設専門工事業団体連合会 退席)

【伊藤委員長】

それでは、事務局から福島県土木建築調査設計団体協議会をお呼びください。

(福島県土木建築調査設計団体協議会 着席)

それでは、福島県土木建築調査設計団体協議会様からの意見聴取を始めます。

本日は御多用のところ、御出席いただきありがとうございます。

本日の進め方につきましては、まず、本日の会議資料となっております調査票に基づき、10分程度で意見を述べてください。

なお、調査票は、前もって各委員にお配りしておりますので、ポイントとなる点を簡潔に述べてください。

その後、各委員から質問をさせていただきますので、御回答をお願いします。

また、本日の議事については、後日、県のホームページで公表させていただきますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、よろしくをお願いします。

【土建調】

(「資料4」により説明)

【伊藤委員長】

ありがとうございました。ただいまの御意見につきまして、事務局から説明がございましたら、お願いします。

【入札監理課長】

時間の関係もございますので、主な項目について、お答えさせていただきます。

1 ページのⅢにあります評価項目について、1 つ目の ISO 9001 シリーズの評価項目への追加ではありますが、工事については既に評価項目としており、御意見を踏まえて導入を検討させていただきます。

2つ目の「地域スポーツ活動への貢献」の評価項目への追加についてであります。総合評価方式において、企業の様々な評価項目のうち消防団活動につきましては、県としてやはり最優先に取り組む重要施策であるため評価項目としていることに御理解いただければと思います。

次に2ページ以降の県内市町村に対する調査設計業務における最低制限価格等の導入についてであります。県としましては、県と県内市町村で組織しております福島県ブロック発注者協議会の場を活用しまして、今後の導入に向けて取り組んで参りたいと考えております。

【技術管理課長】

2ページの「1 測量等委託業務の入札方式について」の建築設計関係の「設計・施工一括発注方式」についてですが、正式には「設計者・施工者一括選定方式」という復興公営住宅で採用された入札方式でありまして、東日本大震災の復旧復興という特殊な状況の中で復興公営住宅をいかに早く作るかということで、設計者と施工者を1つのグループとして一括選定し、設計から施工まで円滑に執行できることを期待して実施した方式であります。平時におきましては設計と施工は分離して発注することを基本としておりますので、現在、当該設計計画にふさわしい設計者の選定と競争性を確保した発注に努めております。

【伊藤委員長】

それでは、委員の方から質問等があればお願いします。

【伊藤委員長】

設計者・施工者一括選定方式については、災害対応ということで一時期は実施していたが今は実施していないというお話でしたが、「中立な工事監理ができない」とは、具体的にどういう意味でしょうか。

【土建調】

発注が設計と施工同一となりますことから、設計者としての能力、技術力に対して、今までの設計者と施工者というのはどうしても相反するというか、設計者が求めるものはそれを通して行きたいと思ったり、施工者はなるべく簡便にやっていきたいと思うということがあったのですが、工期の短縮等を考えますと、この方式を選ばざるを得ない状態もあったのではないかと思います。本来、設計と施工そして監理というのは、やはり独立しているべきだと思います。監理者としても、設計者と施工者が一緒であれば良いとか悪いとかなかなか言えなくなります。

【伊藤委員長】

緊張関係がなくなってしまうということですね。

復興公営住宅については随意契約を行っていたのですか。

【技術管理課長】

プロポーザルです。

【伊藤委員長】

2 ページの 1 番下ですが、最低制限価格を設定するように市町村にどのような形で県が指導することができるのでしょうか。

【入札監理課長】

協議会というものがあまして、その中で県と市町村と一緒に目標を決めて促していくという形です。

【伊藤委員長】

強制的にはなく、要するにお願いをするような形ということですね。

【入札監理課長】

はい。

【伊藤委員長】

逆に言えば、どうして小さな町村では最低制限価格を設けていないのですか。面倒だからですか。

【入札監理課長】

各市町村に何故設けていないのか詳しく調査してはいませんが、様々な首長さんの考え方、それから、そもそも業務自体がそれ程多くないので設ける必要が無いのではないかといった話を聞いております。

【伊藤委員長】

そもそも小さな町村ですと入札制度等監視委員会のような委員会が存在せず、だいたい役所だけで完結しているわけですね。そうしますと、実際の落札率等も外からはなかなか分からない状況にあるのでしょうか。

【入札監理課長】

落札率の状況につきましては、品質確保法で公表が義務付けられていて、公表しているかと思えます。

【土建調】

最低制限価格を導入しているか、県内 59 市町村にお聞きしましたところ、10 市町村が設定済み、19 が未設定、30 が回答無しとなっております。ただ、設計に関する業務報酬は、建築士法第 25 条で「国土交通省が示す業務報酬基準に準拠した委託代金で契約締結に努める」と定めているので、しっかりした設計をするには最低このくらいはかかるといった価格を設定していただくと助かります。

【齋藤委員】

2 ページですが、「最低制限価格が設定されていても予定価格の60%と非常に低くなっており、60%で落札してしまったという意味でしょうか。」と書かれていますが、60%で落札してしまったという意味でしょうか。

【土建調】

パーセントはいくらにしていきたいということは特別言っていないのですが、市町村によっては80%といった高いものもあります。

【齋藤委員】

60%で出した会社があるということではないのですか。

【土建調】

60%未満だと失格とするという意味です。

【伊藤委員長】

発注者の決めた最低制限価格が予定価格の60%だったということですが、普通60%はないですね。だいたい80%ぐらいだとは思いますが。

【土建調】

市町村によってまちまちです。

【齋藤委員】

そうすると、60%で出してきた会社があるというわけではないですね。

【土建調】

はい。

【伊藤委員長】

落札したという意味ではなくて、市町村が設定した最低制限価格が予定価格の60%だったと、だから、もしも60数%で入札すれば、それを通ってしまう。ただ現実はどうであったかというのは別問題です。最低制限価格の幅を市町村が決めるわけですが、その幅が非常に広がっていたというケースがあったということですね。

【土建調】

我々としては、80%前後くらいで設定していただきというところでは。

【伊藤委員長】

常識的に言って、60%というのはあってなきがごとしですね。他いかがでしょうか。

【佐藤委員】

最低制限価格を導入している市町村とその落札率と県の比較のデータというのは、すぐに出てくるのでしょうか。

【入札監理課長】

手元にデータはございません。また、各市町村で平均落札率を出していなければ一から全て入札結果から拾って計算するしかない状況です。現在、そういった形の分析は行っておりません。

【佐藤委員】

市町村との協議会でも出していないのでしょうか。

【入札監理課長】

出しておりません。協議会では、現在の状況を把握し、目標を定めて全市町村導入していきましようという形でやっているだけです。

【伊藤委員長】

工事品質の確保や下請との関係等を含めて、適正な最低制限価格を設定していた方が、公共工事の入札制度としては良いかと思うのですが、そういった良い所をきちんとPRしてご指導いただければと思います。

【伊藤委員長】

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

時間となりましたので、これで福島県土木建築調査設計団体協議会様からの意見聴取を終わります。

御協力ありがとうございました。

(福島県土木建築調査設計団体協議会 退席)

【伊藤委員長】

次の個別事業者からの意見聴取は、冒頭に申し上げたとおり非公開での審議となりますので、傍聴者及び報道機関の方は退席をお願いします。

公開での審議再開は、15時20分頃を予定しています。

(傍聴者等退席)

以下非公開審議

《非公開審議開始》

(以下、非公開審議について「概要」を記載)

《個別事業者①の意見聴取》

(調査票の要旨)

◇経営状況について

- 企業としての最大の悩みは、繁閑格差による不安定な業務運営であり、年間を通して均衡のとれた発注を希望する。
- 公共事業での閑散期を凌ぐべく、積極的な民間営業活動を展開しているが、景気の波には勝てず低迷した時期もあり、全国的な景気上昇を祈るばかりである。
- 週休2日制の導入に関して、特に現場従事者は天候、工期に左右されるとともに、下請専門業者には現在でも日給月給制の作業員が多く、個々の収入向上対策は完全導入の大きな障害となっている。

◇入札制度について

- 地域性を重視した入札制度も追加されてきており、比較的近距离の業者が落札しやすい環境が整備されてきていると感じている。
- 総合評価方式における施工実績について、過去の工事成績評価が80点以上を同評価としているが、品質向上を目的とするのであれば85点、90点とランク別の評価点を付加してはどうか。
- 一定額以下の工事の場合、今でも応札価格のみでの競争入札が行われているが、そもそも施工技術、施工価格の優れている業者ではなく、積算精度の高い業者が落札できるシステムは未だに疑問に感じる。
- 全ての工事において積算資料(金抜き設計書)が開示されているが本来、設計図書(仕様書・設計図・質疑回答書・等)に従い施工価格を算出して応札するのが本来の入札制度であることを忘れないでほしい。

【入札監理課長】

2ページの「3 入札制度について」に記載のあった内容について、お答えさせていただきます。

まず、工事成績評定点の評価に関する御意見ですが、どういったときに90点以上となっているか等、現在の評定点の付与状況等を分析した上で、さらに段階評価した方が良い否かを判断させていただきたいと考えております。

また、総合評価方式の活用についてですが、現在、農林水産部、土木部の発注案件につきましては3千万円以上の工事は原則総合評価方式としている一方、その他の部局につきましては1億円以上を原則総合評価方式としているところですが、その他の部局につきましても1億円未満の工事であっても総合評価方式を積極的に活用するように促してまいりたいと考えております。

【技術管理課長】

2ページの「2 経営状況」で、「年間を通じて均衡のとれた発注を希望します」とのことですが、工事の平準化ということでございまして、色々と検討しているところでございます。

現在、土木部では、復旧・復興工事が集中しておりますので、ある程度の工事件数があります。ただ今後は、それが完了していくということもございまして、事業の完了見通しを踏まえ、必要に応じて翌債も活用し、計画的に発注していくとともに、繰越しの柔軟な運用も行っていきたいと考えております。

また、週休2日制についてですが、土木部では昨年から試行を始めておりました、モデル工事ということで施工しているところで、昨年16箇所で行っております。天候により現場がストップしてしまう、閉鎖されてしまう場合につきましては、「4週8休相当」ということで考えておりました、これを休日として扱っているところであります。いわゆる、4週間で8日休めばよいというイメージで、これは国もそうなのですが、全体として28.5%が休日という形でやっております。適正な工期や作業員の処遇といったことにつきましても、まだまだ課題がありまして、現場でのアンケートや、建設業協会さんでワーキンググループが作られているのですが、その中での意見交換においても色々な意見がございますので、もう少し皆さんと意見交換をしながら進めていきたいと考えております。

【伊藤委員長】

それでは各委員の方から質問等があればお願いします。

【伊藤委員長】

従業員、全員が正規雇用、月給制ですか。

【個別事業者】

全員月給制の正規雇用です。

【齋藤委員】

これらの下請、土木の方がかなり率も多いということで伺いましたが、元請の方から値引きや法定福利費の削減を求められたというようなことはございますか。

【個別事業者】

今までにそういったことはございません。当然、話し合いの中で「もう少しなるの?」とか「ならないの?」といった多少の駆け引きはございます。当然、お互いに予算を持っている中ですから。その中で、できないものはできないと我々は断りますし、「そうですか」ということでそれなりの注文書が来る場合は当然ございます。

【齋藤委員】

下請といっても子請と孫請があるかと思うのですが、孫請はやっていらっしゃらない。

【個別事業者】

大手さんの孫請はやったことがございます。

【齋藤委員】

やったことがあるという程度で、日常的にはあまりない。

【個別事業者】

はい。

【高島委員】

従業員数と年齢構成で60代が28.2%でほぼ3割とみて、それと10代と20代を合算するとちょうど2割、今後辞めていく方が普通に考えると多いですが、出て行く方と入って来る方のバランスはどのような感じなのでしょうか。

【個別事業者】

今、28.2%を占める60歳代の約8割が継続雇用の方々でございます。弊社の場合、定年制をいわゆる60歳定年から2年ごとに1歳ずつ繰り上げておまして、現在の定年が62歳になってございます。いわゆる最後の厚生年金の受給の基礎年金が受給されるまでは正規雇用という形で、基礎年金を受給できるようになった時点で継続雇用という形で、最終的には65歳に定年を引き上げるところまで来てはおります。今後、国の施策の下に70歳になるのか、その辺りは法的に合わせながら定年制を繰り上げていく考え方でおります。現在、最高齢が67歳でしょうか、作業員がおります。

【伊藤委員長】

高卒や大卒の新卒の採用実績はおありですか。

【個別事業者】

毎年1名から3名ぐらいの入社はしておりますが、実際にはもう少し欲しいところではあるのですが、技術者というのは意外と応募がございまして、冒頭に申しましたとおり弊社の場合、労務者といいますかオペレーター、作業員も雇用しておりますので、こちらの人数を確保したいというのが実態なのですが、やはり最近の新卒者はどちらかという技術者の方を目指したいということで、オペレーター・作業員は遠慮したいということで応募を辞退されるケースもあります。

【新城委員】

2ページの1番下で、「積算資料が開示されておりますが・・・」ということですが、設計図書等は出されていないということですか。

【個別事業者】

いえ、設計図書が公告されて、それに付随して積算資料が開示しているのが制度です。

【新城委員】

ですが、記載のようなことを忘れないでほしいと言うことは、何かあるのですか。

【個別事業者】

これは、各業者さんの間でも勘違いされている方がいると思うのですが、積算資料と言われる切抜き設計書というのは契約上の拘束力を持っておらず、いわゆる設計図書に含まれていないものです。ですから、設計図書に基づいて積算・入札するのが本来の入札制度であって、積算資料に基づいて金額をはじいて応札するのは本来の入札制度の原点から外れているということを申

し上げたものでございます。いわゆる切抜き設計書というのは設計図書ではないということ、やはり発注者様方も御理解いただきたいというのが現状です。

【高野委員】

先程、女性従業員の中に2名の技術者がいらっしゃるということでしたが、その女性の技術者を採用するに至った経緯等を差し障りない程度でお話しいただければと思います。

【個別事業者】

女性ですと現場で働くことに対して若干抵抗があったようでございまして、建築の設計担当で入社したのですが、何年か経った後に、現場が足りないから少し手伝ってくれないかということで、本人の了解も得まして、当然資格も持っておりますから、現場代理人を務めていただいているというのが現状でございます。設計の方も当然やっておりますが。

【高野委員】

過去に2名というのは最大でということですか。

【個別事業者】

はい、今までそれ以上というのは・・・、20年前、30年前ですと実際の作業員の中に、いわゆる農家の奥様方に季節労働者として働いていただいた経緯はありますが、今は作業員として女性は弊社にいない状況でございます。

【伊藤委員長】

ほかよろしいでしょうか。

時間となりましたので、意見聴取を終わります。

御協力ありがとうございました。

(個別事業者 退席)

ここから公開での議事となりますので、先ほどの個別事業者について発言されるときは、会社名等を出さないようにしてください。

《非公開審議終了》

————— ここから公開審議 —————

【伊藤委員長】

次に、「各委員の意見交換」に移ります。

どなたか発言する方はいらっしゃいますか。

【橘委員】

総合評価方式の評価の加点方法について質問ですが、今の個別事業者さんがプロポーザルの事業だったと思うのですが、災害復興公営住宅か何かで、県内の木材を使って隣接3管内を超えた範囲の県内の業者さんと連携して事業をやっている事例があるかと思います。そういった場合に、工事自体の品質向上だけではなくて、土木業界全体での技術者の育成であったり、地域貢献であったり、業界全体の意識改革など底上げになる事業をやっているかと思うのですが、そういった場合の評価というのは、どこか、総合評価方式の過去の工事実績の中で、技術力の向上以外の部分で、そういったものをくみ取れる制度はあるのですか。

【入札監理課長】

いわゆる、特殊な目的の事業に参加した場合は、それなりの評価をとということでしょうか。

【橋委員】

少し特殊な事業になってしまうかもしれないのですが、単純な道路施工だとか橋梁施工だとか補修だとか、そういうことだけではなくて、県内の、実際には、先程の個別事業者さんは県内7方部の他のエリアの建設事業者さんと連携して、そのプロポーザルのときに評価される、プロポーザルで設計のプレゼンの時に評価されるだけではなくて、実際にそれが施工が終わった後に、より一層その事業を良くするように、例えば県内の木材を使ったりだとか、単純工事ではないものにおいては地域全体が良くなるような循環型の資材の調達だとか、あとは下請事業者さんの選定などに力を入れているかと思うのですが、そういったところをくみ取るような加点制度はあるのですか。

【入札監理課長】

現在のところ1つ1つの項目での評価しかなく、色々と複合的な、地域貢献に資するような資材の活用であるとか維持管理であるとかを総合的にやられた業者について別な視点での評価があるのかということだと思うのですが、そういったものについては、今のところやっておりません。単体の評価項目として、それに該当するかということでは評価している状況です。

【土木部次長】

総合評価方式とプロポーザルを一緒に話しているということもあるのですが、おそらく工事というプロポーザルはほぼ建築以外はやっておりません。ですので、復興公営住宅のお話をされているかと思いますが、もっと広い意味での技術力の話であったり、技術者の育成の話であったりというところまで、どういうところで評価するかといったところは、例えば、プロポーザルで何かそういった提案をもらったという形で、その仕事の中でそういうものを組み入れることで評価するということは、可能性はなくはないと思います。実際はやってはおりませんけれども。

あるいは、総合評価の中でそういうものを何らかの加点にするのか、それが例えば簡易型とか特別簡易型の中でやろうとすると非常に煩雑になったり、ある種特定の会社にだけ偏ったりするような話になるのは、まずいかもありませんので、例えば標準型の中でそういうものを評価することもできないことはないとは思いますが、今現在の中ではそういうものを組み入れた評価はやっていないというのが実態です。

【橋委員】

意図は、単純な工事技術の向上だけではなくて、やはり、建設関係団体の方がおっしゃっていましたが、技術者が不足してきている中で入社してこない若手が増えているといったことを解決していくためにも、先程の個別事業者さんがやっているような事業は、他のエリアと連携して、技術者の育成だけではなく、業界の工事を請けたことで地域にいかに関与できるかを考えている建設業者さんもありかと思っておりますので、そういったところこそ、くみ取る評価点加点の制度が一部、それが簡易型とか特別簡易型にはあまり相応しくないのかとは思いますが、一定規模以上の大きい工事案件等には、そういった新たな視点の加点制度というものも盛り込んで良いのではないかとということで意見させていただきました。

【伊藤委員長】

今のお話は非常に重要な点を含んでいるとは思いますが、例えば、環境であるとかサステナビリティであるとか循環であるとか、今後我々が取り組まなければならないような色々な重要な観点を建設業界も意識してというのは非常に大事なのですが、殊、総合評価方式の中に点数化することというのは、そういったものを定量化しなければならないということになります。そういう取組を客観的にうまく点数として取り込めるかどうかというのは少しハードルがあるのかなど。あるなしだけの問題ではなくて、段階的な点数化ということを見ると少し難しいのではないかとはいえますが、御指摘のことは今後、建設業界も含めて、あるいは行政も含めて、考えていかなければいけないことだとは思いますが。

特に建設業界は今、大卒の求人倍率がかなり高いですね。流通と建設がトップ2くらいで、非常に人手不足でなかなか人が入ってくれないというときに、そういった観点も含めて、あるいは教育といった観点も含めて、この業界は良い業界だと見せていかないと、どうもブラックというイメージが今までありましたので、その辺りも含めて業界としてやっていく必要があるかと思っております。

これはすぐにとというのは難しいですか。例えば、特記すべき活動について何らかどうかするとしたときに、どれを以て評価し、どれを以て評価しないかという基準をある程度明確に定めておかないと公正な評価がなかなかできないですね。ですから、担当者あるいは評価する人が変わると変わってしまうようでは困るので、その辺りが少し難しいかなと思っております。

【総務部政策監】

貴重な御意見だと思いますが、やはり、委員長が今お話しされたとおり、定性的なものを具体的な定量的なものに変えなければいけないと言うことが、結構難しいのではないかとと思っております。貴重な御意見だと思いますので、ありがたく承りたいと思っております。

【伊藤委員長】

ISO9000にしても14000にしても、そういったものを取っているというのも1つの基準になり得るのではという気はしますが。

ほか、いかがでしょうか。

【新城委員】

質問、感想、提案の3点あるのですが、1つ質問は資料2の1ページで、「地域密着型が新設されましたが、その対象業種が一般土木及び舗装工事に限定されている様ですが、管工事・電気工事にも広げて頂きたい」とあるのですが、管工事、電気工事が対象にならなかったのは何故なのでしょう。

【入札監理課長】

そもそも地域密着型というのは、地域の維持管理的な部分として災害が起きた場合にきちんと対応していただけるということで、一般土木や舗装といったいわゆる土木工事に限定して地域の建設業者の受注機会を確保しようということで始まったものです。では何故、管工事・電気工事といった部分が除かれるかという、管工事・電気工事も当然地域に密着した建設業であると思うのですが、イメージとしては、やはり災害等のときに頑張ってください、出動していただく体制であるのは一般土木や舗装ではないかということもあり、一般土木や舗装に限定して地域密着型を始めたところでもあります。

あとはそもそも、業者数の関係もありまして、あまりにも少ないところで地域密着型を導入してしまいますと競争が生じないというのが大きな要因であります。一般土木や舗装ですと地域の中で業者数をある程度確保できるので競争原理が働くと思うのですが、管工事や電気工事で地域密着型を実施しますと特定の業者しか取れなくなってしまうという弊害も出て来るため、一般土木と舗装に限定しております。

【新城委員】

確かに、120数者で地域割りすると地域的には少なくなってしまうのかなと今の説明で思いましたが、批判とまではいかないのでしょうか、このような意見をいただけてしまうのは残念だなと感じました。

それから、感想と提案です。1つは資料3の3ページの色々な御感想をいただいた所ですが、下請の問題も色々御指摘がありまして、例えば、抽出事案で調査するときに下請の実態を調査することは可能なのでしょうか。今回は下請がどのようになっているか調査してみることができるのであれば、入札制度等監視委員会ですういったこともやっているというのも良いのではないかなという気がしました。いかがでしょうか。

【入札監理課長】

過去にも下請比率が高い工事ということで抽出テーマとした例があります。御要望があれば抽出テーマとすることは可能です。

【新城委員】

下請についてももう少し深く調査できれば良いのではないかなという気がいたしました。

それから、先程御回答いただいたのですが資料2の2ページの「改正されても分からない」ということで、課長様の方から講師派遣をしてもいいというお話もありましたし、委員長からメールはどうかというお話もありましたが、もし可能であれば、その都度というのも大変ですし、どれが変わったときに言うのかということも難しいので、年に1回決まった時期に、このようになっていますといったメール等もいかがかと思っております。

【入札監理課長】

その点につきましては、社会保険の未加入対策では業界にPRをしていたのですが、制度改革の方は委員会のような会議やホームページの掲載に留まっていたものですから、それについては、団体の方に伝えるように改めたいと思っております。

【新城委員】

あと最後ですが、先程橋委員からもございましたが、やはり皆さん結構、加算点などに関心が高いのだなと思ひまして、やはり逆に言えば影響が大きいのだなと思ひまして、また業種によって加算点も違ってきますし、本店支店等いろいろあるのだと分かりましたので、もっと勉強する必要があるなと思ひました。以上でございます。

【伊藤委員長】

ほかいかがでしょうか。

【齋藤委員】

建設に関しまして、福島県の方々是全国レベルで、それぞれの行政の担当者の方のネットワークですとか、あるいは中央に行って国交省あるいは厚労省かもしれませんが、そのようなレベルでの会合等は頻繁にもたれているものなのですか。

【土木部次長】

国交省であったり、他の都道府県であったり、都道府県には政令市も含まれますけれども、そういうところでの意見交換というのはかなりの層でやっております。例えば、部長のレベルであったり次長のレベルであったり課長のレベルであったり、あるいは、全国的な形で情報交換したりであるとか北海道東北ブロックであるとか、色々な形で、先程の週休2日制の話やICTの話がありましたけれども、そういったことに関して、各県、国も苦慮しているというのは共通項としてあるので、それをどういう形で打開できるのか、先程、下請の会社が日給月給になっているので週休2日制が難しいというのも、ほぼ共通の話題になっております。そういう中で、例えば、先程の週休2日的な休み方というもので事足りるのかということもありますし、やはり同じように土日休みが必要だという意見もありますし、そこは色々意見交換をさせていただきながら、他県や国の取組等もお聞きしながら、処遇をどうするのか、お金としてどうするのかという話もありますし、そこは総合的に検討をしている状況でございます。

【伊藤委員長】

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に、「その他」に移ります。

委員の皆様から、何かございますか。

【伊藤委員長】

事務局から何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回の抽出案件の審議対象期間及び抽出テーマの決定並びに抽出チームの指名をお願いいたします。

【伊藤委員長】

先程、下請の話が出たので、もしも可能ならば下請比率が高いといった事案を抽出テーマとすることもあり得ますし、事前に準備されていたテーマもございますけれども。

【入札監理課主幹兼副課長】

それでは、事務局の案ということで申し上げますが、抽出テーマは、「応札のなかった案件」、対象期間は「平成29年度」、抽出委員は、五十音順で、「橋委員、小堀委員」でいかがかと考えていたところです。

【伊藤委員長】

今度の3月で委員の改選という事で、このメンバーでの入札制度等監視委員会は次回で最後になりますので、下請のテーマを採用するとすれば委員が変わっているという可能性もあります。事務局では「応札のなかった案件」を事前に準備されていますが、下請の方はその次ぐらいのテーマとしてお考えいただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、次回の抽出テーマは、「応札のなかった案件」、審議対象期間は「平成29年度」とします。

また、抽出チームは、橋委員、小堀委員を指名しますのでよろしく申し上げます。では、本日の議事は、これで終了いたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

事務局から連絡でございます。

次回の委員会は1月下旬から2月中旬の開催を予定しております。お手元に日程調整表をお配りしましたので、御手数ですが、11月28日、来週水曜日までに事務局へ御提出いただきますようお願いいたします。

なお、資料5につきましては、事務局で回収しますのでお持ち帰りにならないよう、お願いいたします。

それでは、以上をもちまして、「第70回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。